

誓約書

がんばる・よいち飲食店等事業継続支援金に関して、次のとおり誓約します。

- 申請書類の内容は、全て真実です。虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、支援金の返還に応じ、余市町が事業者名を公表することに同意します。
- 申請書は、主として、店内で食事提供を行う飲食店若しくは、喫茶店等を営んでいる、旅館・ホテル等を営んでいるまたは、主として、店内で食事提供を行う飲食店等若しくは、旅館・ホテル等に対し、町内に本支店等拠点を設け、酒類販売を行っているものです。
- 余市町から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・道・警察・保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 申請者は、次の1～5のいずれにも該当しません。

- 1 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
- 4 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

申請書類に記載している店舗（施設。酒類販売等にあつては申請者）は、夏季等季節営業を行うものではなく、申請日時時点で廃業しているものではありません。また、いずれの店舗（施設）も、今後も、事業継続に向けて取り組もうとするものです。

（取組内容の公表に同意する場合）

各店舗（施設）において行っている・行う予定の感染防止対策について、町のHPにより公表することに同意します。

令和2年12月14日
(2020年)

余市町長 齊藤 啓輔 様

所在地 余市郡余市町朝日町26番地

名称 余市食堂
代表者名 代表 余市 一郎

